

栗本鐵工健康保険組合並びに㈱栗本鐵工所が共同で データ利用する健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。栗本鐵工健康保険組合では、健康診査事業における健診データは、㈱栗本鐵工所と共同利用しております。

したがって、法律で求められている 1. 共同利用する健診データ項目 2. 共同利用する者の範囲 3. 共同利用する者の利用目的と保存 4. 個人情報取扱責任者について、次のように公表いたします。

1. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察
 - ・(問診と聴打診、既往歴および自覚症状・他覚症状)
- 身体計測
 - ・身長、体重、腹囲、BMI
- 視力・聴力検査
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査
- 尿検査
 - ・蛋白、糖
- 肝機能検査
 - ・GOT、GPT、 γ -GTP
- 血中脂質・尿酸検査
 - ・中性脂肪、HDL - コレステロール、LDL - コレステロール
- 血糖検査(糖代謝)
 - ・空腹時血糖、HbA1c
- 血液検査(貧血検査)
 - ・赤血球、血色素量、ヘマトクリット
- 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- 質問票の回答

2. 健診データを共同利用する者の職務の範囲について

㈱栗本鐵工所 衛生関係に従事する者
栗本鐵工健康保険組合 職員

3. 健診データを共同利用する者の利用目的と保存について

(株)栗本鐵工所 衛生担当部門においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、栗本鐵工健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。すべての項目の健診データの保存は、衛生担当部門に保存します。

栗本鐵工健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、(株)栗本鐵工所 衛生担当部門とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

健康保険組合へのデータは特定健診項目についてのみ取得し、保存します。その健診データを基に生活習慣病予備軍を抽出し、対象者に案内を行い、健診機関において保健指導を受けてもらいます。

4. 個人情報取扱責任者について

個人情報取扱責任者は、(株)栗本鐵工所の衛生部門長と栗本鐵工健康保険組合の事務長です。